

## 新井郷川排水機場一般廃棄物運搬処理業務委託契約書（案）

新潟県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、新井郷川排水機場一般廃棄物運搬処理業務について、次の条項により委託契約を締結する。

### （目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(1) 業務の名称

新井郷川排水機場一般廃棄物運搬処理業務委託

(2) 業務の内容

新井郷川排水機場から発生した廃棄物を搬出、運搬し処理施設へ搬入するものとし、内容は別紙新井郷川排水機場一般廃棄物運搬処理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）によるものとする。

(3) 実施場所

廃棄物搬出場所 新井郷川排水機場

廃棄物処分場所 新潟市亀田清掃センター

### （実施の方法）

第2条 乙は、業務をこの契約書及び仕様書に基づき誠実に実施しなければならない。

### （運搬車両）

第3条 乙は、乙の所有する車両を使用して廃棄物の運搬を行うものとする。

### （委託期間）

第4条 業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### （委託料）

第5条 業務の委託料（以下「委託料」という。）は、運搬経費及び処分料金にそれぞれ消費税及び地方消費税を加算した額の単価契約とし、一般廃棄物の運搬処理1トン当たり次の金額とする。

(1) 運搬経費 円

（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円）

(2) 処分料金 円

（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円）

### （契約保証金の納付及び返還）

第6条 乙は、契約締結と同時に、契約保証金として金 円を甲に納付しなければならない。ただし、契約保証金を免除された場合は、この限りではない。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 契約保証金は、第19条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

- 4 乙は、契約保証金を納付した場合であって、この契約に定める義務を履行したときは、甲に対し請求書によりその還付を請求するものとする。
- 5 甲は、前項により乙から適正な請求書を受領したときは、速やかに契約保証金を還付しなければならない。
- 6 第 17 条の定めにより契約が解除（甲の責めに帰す理由の場合を除く。）され、又は乙が契約に定める義務を履行しないときは、契約保証金は甲に帰属するものとする。

（権利の譲渡等の制限）

第 7 条 乙は、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約の定める義務を第三者に引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合、又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年制令 350 号）第 1 条の 2 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

（再委託の制限）

第 8 条 乙は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときは、この限りではない。

（業務代理人）

第 9 条 乙は、業務の実施に関し、その運営・管理をつかさどる業務代理人を定め、甲が定める書面をもって甲に通知するものとする。業務代理人を変更したときも同様とする。

（業務員の労務管理）

- 第 10 条 乙は、実施要領を遵守するとともに、業務員の服務、規律維持等に関しては、一切の責めを負うものとする。
- 2 乙は、契約の履行については、必要な業務員を確保し、受託業務に支障を来さないようにするとともに、業務員の労務管理及び衛生管理については、十分な注意を払わなければならない。

（機密の保持）

第 11 条 乙は、この契約の遂行により知り得た甲の業務上の一切の情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、この契約の遂行のためのみ使用することとする。また、本条の規定は、この契約終了後も引き続き効力を有する。

（個人情報の保護）

第 12 条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のために別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（実地調査等）

第 13 条 甲は、必要があると認めるときは、業務の実施状況について随時実地に調査し、乙に対して必要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(業務実績報告書の提出)

第 14 条 乙は業務の実施を完了したときは、実施要領に基づき遅滞なく業務の実績に関する報告書（以下「業務実績報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

(検査)

第 15 条 甲は、業務実績報告書を受領したときは、業務の実績について検査を行うものとする。

2 乙は、業務の実績が前項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。この場合においては、前条及び前項の定めを準用する。

3 第 1 項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査（以下「検査」という。）及び前項の補正に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(委託料の支払)

第 16 条 乙は、業務の実績が前条の検査に合格した後に、委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の定めにより乙の提出する適正な支払請求書を受領したときは、その日から起算して 30 日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(契約の解除)

第 17 条 甲及び乙は、相手方がこの契約に違反した場合、相当な期間を定めて違反の是正を書面により催告し、その期間内に違反が是正されなかったときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙の履行が不完全だと認めたときは、相当な期間を定めてその履行を書面により催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

3 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、この契約を解除することができる。

(1) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

(2) 正当な理由により乙が甲に対し契約の解除を申し出たとき。この場合において、乙は、解除予定日の 1 か月前までに申し出なければならない。

(3) 甲の委託方針が変更されたとき。

(4) その他、前各号に準ずる事態が生じたとき。

4 甲は、前項第 1 号の事由による場合は、催告することなく、直ちに、この契約を解除することができる。

5 甲は、前各項の規定により契約を解除したことにより乙に生じた一切の損害について、損害賠償の責めを負わないものとする。

第 18 条 甲は、前条に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに 該当する場合は、催告することなく、直ちに、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行った場合において、当該排除措置命令があったことを知った日から 6 箇月間又は当該排除措置命令の日から 1 年間

(以下この号において「出訴期間」という。)を経過したとき(出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。)

- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令(以下「課徴金納付命令」という。)を行った場合において、当該課徴金納付命令があったことを知った日から6箇月間又は当該課徴金納付命令の日から1年間(以下この号において「出訴期間」という。)を経過したとき(出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。)
- (3) 乙が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- (5) 乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。

2 甲は、前条又は前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなく、直ちに、この契約を解除することができる。

- (1) その役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

3 乙は、前2項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求することができないものとする。

(損害賠償)

第19条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたとき、及び新潟県財務規則に違反したときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

2 乙は、前項によるほか、乙の故意又は過失により、甲に損害を及ぼした場合には、

乙はその損害を賠償する責任を負うものとする。

3 乙は、業務の実施にあたり甲の責めによる以外の理由により第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負うものとする。

(費用の負担)

第 20 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第 21 条 この契約について疑義が生じたとき、又はこの契約の定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この契約成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。(本書を電磁的記録で作成する場合は、当事者双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。)

令和 8 年 4 月 1 日

甲 新潟県新発田市豊町 3 丁目 3 - 2  
新潟県  
新潟県新発田地域振興局長 印

乙 住所  
  
氏名 印

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

#### (収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約の業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

#### (複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

#### (再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

#### (資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

#### (従事者の監督)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

#### (実地調査)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

#### (指示等)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

#### (事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。